

令和3年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(扶)

4

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

① 当該事業の日報及び週報にチェックを付け、②内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

1

国内に住所を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書の記載例

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

1 氏名、住所などの記入

2 生命保険料控除額の記入

3 一般の生命保険料、介護保険料、個人年金保険料の記入

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○○○○

2 給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 5 5 6 6 7

3 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区虎ノ門3-1-1

4 あなたの氏名 渡辺 正

5 あなたの住所 東京都港区芝5-8-1

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。
(注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 生命保険料控除額の記入

1 生命保険料控除額の記入

2 生命保険料控除額の記入

3 生命保険料控除額の記入

4 生命保険料控除額の記入

5 生命保険料控除額の記入

▶① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「(新・旧の区分)」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族(個人年金保険料については親族を除きます。)であることが必要です。
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

▶② 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 保険料控除証明書(一部抜粋)

令和2年分 生命保険料控除証明書			
契約番号(証券記載番号)	保険払込期間	保険種類	適用制度
0000000000	10年	養老	新生命保険料控除制度
払込方法	契約日	保険期間	年金支払開始日
月払	〇年〇月〇日	10年	令和18年7月1日
保険金受取人名	渡辺 弘美		
保険受取人年月日	〇年〇月〇日		
一般	一般の生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明書(A-B)
	25,000円	0円	25,000円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明書(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明書(E-F)

(記載例の控除額の計算)

- ①欄: $25,000円 \times 1/2 + 10,000円 = 22,500円$ (計算式Ⅰ)
- ②欄: $80,000円 \times 1/4 + 25,000円 = 45,000円$ (計算式Ⅱ)
- ③欄: $22,500円 + 45,000円 = 67,500円 \rightarrow$ 最高40,000円
- ④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額 $\rightarrow 45,000円$

▶③ 介護保険料

(記載例の控除額の計算)

- ⑤欄: $80,000円 \times 1/4 + 20,000円 = 40,000円$ (計算式Ⅰ)

▶④ 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)

- ⑥欄: $90,000円 \rightarrow$ 最高40,000円 (計算式Ⅰ)
- ⑦欄: $30,000円 \times 1/2 + 12,500円 = 27,500円$ (計算式Ⅱ)
- ⑧欄: $40,000円 + 27,500円 = 67,500円 \rightarrow$ 最高40,000円
- ⑨欄: 控除額は、⑦と⑧のいずれか大きい金額 $\rightarrow 40,000円$

▶⑤ 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)

- ④45,000円 + ⑨40,000円 + ⑩40,000円 = 125,000円
- $\rightarrow$ 最高120,000円

3 地震保険料控除額等の記入

1 地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保額	地震保険料の支払額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額	地震保険料の控除額
XX火災	地震(建物)	5年	流達 正	42,000	42,000	
△△火災	積立貯蓄	20年	流達 正	14,800	14,800	
②の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
③の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
④の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
⑤の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
⑥の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
⑦の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
⑧の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
⑨の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
⑩の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
⑪の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
⑫の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
⑬の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
⑭の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
⑮の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
⑯の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
⑰の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
⑱の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
⑲の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
⑳の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㉑の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㉒の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㉓の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㉔の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㉕の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㉖の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㉗の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㉘の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㉙の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㉚の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㉛の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㉜の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㉝の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㉞の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㉟の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㊱の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㊲の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㊳の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㊴の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㊵の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㊶の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㊷の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㊸の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㊹の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㊺の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㊻の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㊼の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㊽の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
㊾の3地震保険料の金額の合計額					14,800	
㊿の3地震保険料の金額の合計額					42,000	
合計(控除額)						

2 社会保険料控除

社会保険の種類	保険料の支払額	社会保険料の控除額	社会保険料の控除額
国民年金			
厚生年金			
健康保険			
介護保険			
合計(控除額)			

3 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金の種類	掛金の支払額	小規模企業共済等掛金の控除額
国民年金保険料		
厚生年金保険料		
健康保険料		
介護保険料		
合計(控除額)		

▶① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証券などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和2年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	渡辺 正
証券番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和2年1月1日から 令和6年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額

42,000円 (①の金額、最高50,000円)

+12,400円 (②の金額が10,000円を超える

場合は③×1/2+5,000円、最高15,000円)

=54,400円→最高50,000円

▶② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入料として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

▶③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書の記載例

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 氏名、住所などの記入

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

4 所得金額調整控除申告書の記入

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 〇〇〇〇株式会社

2 給与の支払者の氏名 山 川 太 郎

3 給与の支払者の法人番号 44010101010101010101

4 給与の支払者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3

5 給与の支払者の所在地 東京都千代田区神田錦町3-3

6 給与の支払者の代表者 山 川 太 郎

7 給与の支払者の代表者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3

8 給与の支払者の代表者の代表者 山 川 太 郎

9 給与の支払者の代表者の代表者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3

10 給与の支払者の代表者の代表者の代表者 山 川 太 郎

11 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3

12 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者 山 川 太 郎

13 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3

14 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者 山 川 太 郎

15 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3

16 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者 山 川 太 郎

17 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3

18 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者 山 川 太 郎

19 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の住所 東京都千代田区神田錦町3-3

20 給与の支払者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者の代表者 山 川 太 郎

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。
(注) 給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

1 〇 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

2 〇 控除額の計算

判定	控除額
900万円以下 (A)	48万円
900万円超 950万円以下 (B)	48万円
950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円
1,000万円超 2,400万円以下	32万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

3 区分 I

A (左のA～Cを記載)

基礎控除の額 480,000 円

▶① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和2年分の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に右の「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、この年末調整のしかたの94・95ページ又は国税庁ホームページの「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページはこちら

● 給与所得の計算欄

給与の収入金額	円	A
給与の収入金額 (A)		給与所得の金額
1 円以上 550,999 円以下		0 円
551,000 円以上 1,618,999 円以下	A - 550,000 円	円
1,619,000 円以上 1,619,999 円以下		1,069,000 円
1,620,000 円以上 1,621,999 円以下		1,070,000 円
1,622,000 円以上 1,623,999 円以下		1,072,000 円
1,624,000 円以上 1,627,999 円以下		1,074,000 円
1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	A + 4 (千円未満の円数切捨て) 1,000 円	B × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	A + 4 (千円未満の円数切捨て) 1,000 円	B × 2.8 - 90,000 円
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	A + 4 (千円未満の円数切捨て) 1,000 円	B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円	円
8,500,000 円以上	A - 1,960,000 円	円

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。

なお、所得金額調整控除の計算方法は次のとおりです(①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。

- ① (給与の収入金額(※1) - 850万円) × 10%
- ※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
- ② 給与所得控除後の給与等の金額(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※3) - 10万円
- ※2 10万円を超える場合は、10万円

▶② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶③ 区分 I

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号(A～C)を記載します。
(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

